

議案第 102 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項中「若しくは特例給付」を「及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

児童手当法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。